

手話講座受講生募集

手話学習経験がない市民を対象に手話講座を開催いたします。手話は、聴覚に障がいのある方々とのコミュニケーションを円滑にするための重要な手段です。この講座を通じて、手話の基本を学び、日常生活での会話ができるスキルを身につけましょう。

募集期間 7月1日(火)～7月7日(月)

①手話市民講座（基本のキが学べます）



石垣市
**手話
講座**



応募はこちら

日程 令和7年 7月23日、7月30日、8月6日
水曜日（全3回）

時間 19:00～20:30

場所 石垣市役所 会議室等

対象 高校生以上の石垣市民で手話学習経験がない方

受講料 無料

定員 30名

※定員に達し次第締切りいたします。

※高校生は保護者の承諾が必要です。

※7月11日までに決定通知をお知らせします。

②手話奉仕員養成講座「入門編」（日常会話が学べます）

日程 令和7年9月10日～令和8年3月 水曜日
全24回を予定しています。

時間 19:00～21:00

場所 石垣市役所 会議室等

対象 高校生以上の石垣市民で手話学習経験がない方
令和8年4月～10月「基礎編」（全24回）
も継続して受講できる方

※高校生は保護者の承諾が必要です。

入門編と基礎編の両講座を修了して全過程修了となります。

https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/shogai_fukushi/syuwaportal/houshiinkouza.htm

※「入門編」定員を超えた場合は選考になります。※8月22日までに決定通知をお知らせします。

受講料 無料

教材費 自己負担額

テキスト代

（2冊・4,290円税込は初日に徴収いたします）

動画視聴システム視聴料

（1,760円/1年、インターネット環境と機器）

<https://www.com-sagano.com/manabu/>

定員 15名

80%以上の出席で修了証を授与します。



応募はこちら

【問合せ】 障がい福祉課 ☎0980-82-9947

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例が令和6年12月に制定されました。



県内で、多数の動物の不適切な飼養管理や飼い主のいない猫への不適切な給餌などの問題があることから、人と動物が共生する社会の実現を目的として「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例」が令和6年12月に制定され、令和7年7月1日から施行されます。



条例の概要

県が推進する施策

県は、動物の愛護に関する普及啓発、殺処分がなくなることを目指した取り組みや名札、マイクロチップの装着を推進する取り組みを行います。

多頭飼養の届出

多頭飼養に関する情報を早期に把握するため、犬や猫を合わせて10頭以上飼養・保管している方は、知事へ届け出る必要があります。

飼い主のいない猫への給餌ルール

飼い主のいない猫に給餌等をする際は、周辺住民の生活環境に配慮し、容器を使用して行い、給餌後は速やかに容器や残りの餌などを回収してください。

※市町村や地域で、飼い主のいない猫への給餌のルールが定められている場合は、それに従ってください。

飼い主の遵守事項

飼い主は、繁殖防止のための不妊去勢手術、名札やマイクロチップの装着、適正な数の飼養などを遵守する必要があります。

また、猫の飼い主の方は室内飼養に努めてください。

特定動物の逸走時の通報

特定動物※が飼養施設から逃げ出した場合や、人を傷つけるなどの事故が発生した場合、被害拡大防止措置を講じた上で、直ちに知事への通報・届け出が必要になります。
※特定動物とは-----
人の生命、身体または財産に害を与えるおそれがある動物として「動物の愛護及び管理に関する法律」第25条の2に規定する動物のこと。例 ライオン、クマ、ハブなど。

詳しくはこちら



問合せ 沖縄県環境部 自然保護課 ☎098-866-2243 FAX: 098-866-2855

石垣市 健康保険課よりお知らせです！

国保は助け合いにより支えられています

国民健康保険は、加入者皆様の国保税によって成り立っている「助け合い」の制度です。国民健康保険事業の健全な運営のため、納税に対する皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

職場の健康保険に加入したときは、14 日以内に健康保険課まで届け出をお願いいたします。また、税額算定や軽減の判定を適正に行うためにも、忘れずに家族全員、確定申告を行いましょう。

～ 納め忘れを防ぐために、口座振替をおすすめします ～

■令和 7 年度の国保税は、7 月に納税通知書を発送します。

国保税は、国保に加入している皆様の

- 医療給付費としての「医療分」
- 後期高齢者医療制度の支援費としての「支援金分」
- 介護保険制度の給付等の費用としての「介護分」の合算額です。

令和 7 年度 税率表

	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.35%	2.20%	2.20%
均等割	21,000 円	5,500 円	7,000 円
平等割	20,000 円	6,000 円	5,500 円
限度額	66 万円	26 万円	17 万円

※介護分は第 2 号被保険者：40 歳以上 65 歳未満の方のみに課税されます。

●国民健康保険の計算方法

- ・所得割 = 所得割基準額に率を掛けます。
 - ・均等割 = 加入している世帯員の数に均等割額を掛けます。
- ※ 未就学児（令和 7 年度分については、平成 31 年 4 月 2 日以降に生まれた方）にかかる均等割額（1 人あたりの金額）の 5 割が減額となります。
- ・平等割 = 1 世帯の平等割額です。
 - ・限度額 = 上記 3 項目の合計額がこの額を超えた場合の税額です。



毎週木曜日は、納付書の発行・納税の相談のため、窓口を夜間 7 時まで開設しておりますので、国民健康保険税納税相談員まで、お気軽にご相談ください。

●税額算出例

給与所得者の場合

（夫 42 歳・妻 39 歳・子 10 歳・子 5 歳の 4 人家族の例）

- ・夫の給与収入 400 万円（所得に換算すると約 276 万円）
所得割基準額：276 万円 - 43 万円 = 233 万円
控除額
- ・妻の給与収入 50 万円（所得に換算すると 0 円）
世帯の所得割基準額合計 = 233 万円

医療給付費分

- 【1】所得割 233 万円 × 8.35% = 194,555 円
 - 【2】均等割 21,000 円 × 3 人 = 63,000 円
※未就学児分 10,500 円 × 1 人 = 10,500 円
 - 【3】平等割 20,000 円
- 合計 288,000 円 … A ※100 円未満は切り捨て

後期高齢者支援金分

- 【1】所得割 233 万円 × 2.20% = 51,260 円
 - 【2】均等割 5,500 円 × 3 人 = 16,500 円
※未就学児分 2,750 円 × 1 人 = 2,750 円
 - 【3】平等割 6,000 円
- 合計 76,500 円 … B ※100 円未満は切り捨て

介護納付金分

- 【1】所得割 233 万円 × 2.20% = 51,260 円
 - 【2】均等割 7,000 円 × 1 人 = 7,000 円
 - 【3】平等割 5,500 円
- 合計 63,700 円 … C ※100 円未満は切り捨て

年税額 A + B + C = 428,200 円

【問合せ】健康保険課 保険税係 ☎ 0980-87-9045

「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」は 7 月更新になります

これまで使用されていた「被保険者証」は、毎年 4 月から翌年 3 月までの適用期間で 3 月更新となっていたましたが、令和 7 年度から発行する「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」（以下、「資格確認書等」）は、毎年 8 月から翌年 7 月までの適用期間で、7 月更新となります。今回お届けする資格確認書等は令和 8 年 7 月 31 日までご利用いただけます。※一部、有効期限が短い場合があります。

これまで「被保険者証」
適用期間 4 月～翌年 3 月
3 月更新



R7 年度以降「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」
適用期間 8 月～翌年 7 月
7 月更新



マイナ保険証を利用登録している方には「資格情報のお知らせ」を郵送します！

マイナ保険証を利用登録していない方には「資格確認書」を郵送します！



令和 7 年度は、資格確認書等の一斉発送が 7 月と 11 月に行われます

7 月発送対象の方

令和 6 年 12 月 2 日以降に資格確認書または資格情報のお知らせを交付された方

11 月発送対象の方

有効期限が令和 7 年 12 月 1 日の保険証を持っている方

特定健診受診券 は加入月の翌月もしくは年度が切り替わる際に健康福祉センターから郵送します。

【問合せ】健康保険課 給付係 ☎ 0980-82-8126

市長とランチミーティング 96

第96回市長とランチミーティングは、5月16日（金）にインターナショナルイシガキの皆さんと行われました！

外国人の増加と市のサポート体制について

市長

本日は、第96回市長とランチミーティングにお越しいただきありがとうございます。

今日は、インターナショナルイシガキの皆さんと交流をしていきたいと思っています。

市政の運営にも役立てていきたいと考えていますので貴重なご意見をお聞かせいただけたらと思います。

それではよろしく願います。

新城さん

本日は、このような機会をいただきありがとうございます。

インターナショナルイシガキの新城と申します。

現在、石垣市に住む外国人に対しどのような傾向を把握されていますか。

市民保健部長

石垣市では外国人の人口は増加傾向にあります。

昨年の897人（令和6年4月30日現在）と比べて今年は1079人（令和7年4月30日現在）となっており20名弱増加しています。

コロナ禍後、急激に増加している印象です。

喜田さん

どんどん増加してきていますね。

私自身20数年ぶりに関西からUターンで石垣島へ帰ってきて改めて外国人の方が増えたように感じます。

私が高校生の頃と比べて人口も増えていますし石垣島がインターナショナルになっているように感じます。

石垣島がどんどん変化しているの自分も一緒に成長していきたいと思いました。

高那さん

私も台湾に9年在住していました。2年前に石垣島へ戻ってきてやはり外国人の方が増えた印象があります。私が小、中学生の頃は、あまり見かけることはありませんでしたが、自分の子供を保育園に預けたとき、ハーフのお子さんもうっしやるのほんとにインターナショナルになっていると感じます。

外国人の方から問い合わせやご相談はございますか。

平和協働推進課長

平和協働推進課では今年に入ってから数件ございます。

石垣市で就業していたが失業し、どうすればいいかわからないという状況になった方からの相談があり、福祉部にたずねて情報を共有し、今後の生活面のサポートをしたことがあります。

喜田さん

相談する際、言葉でのやりとりは日本語で対応していますか。

平和協働推進課長

平和協働推進課では国際交流支援員がいますので、英語を交えながらの相談も対応しています。他にも国の通訳支援サービスがございます。相談者と市役所の職員、電話口の通訳支援の方3名で電話通訳をしています。通訳支援サービスが様々な言語に対応しています。言葉の壁を取り除くため、意思疎通がとれるよう庁内でも周知をし

ているところです。このようなサービスを積極的に取り入れて活用しています。



インターナショナルイシガキについて

伊良皆さん

私たちがインターナショナルイシガキは2015年に設立・認定されました。たくさんの方から応援していただき様々な活動をさせていただきました。私自身、石垣島に住んで28年になります。この経験を生かして外国人の人たちに情報を提供しサポートしていきたいと思っています。私自身困った経験があるので外国人の方も安心安全な暮らしができる石垣島にすることができると思います。

新城さん

私たちインターナショナルイシガキの日本語サークルを活用し日本語の習得に困っている外国人を支えて安定した生活ができる就労支援を行いたいのです。生活に不安のある人もいると思うので相談窓口も設置して相談を受付けたいです。私自身、大学で心理の資格を取得しました。違う国に住むとメンタルがすぐつくようになる時があります。また、災害が起きたとき避難先の場合が分からない人や戸惑うという人も多いですし、頼れる人もいない等の話を聞くこともあります。今は八重山警察署と連携をとりながら私たちの日本語サークルに来ていただいて石垣市で起きている犯罪について外国人に声掛けをしています。

伊良皆さん

2011年の津波避難の際に防災無線が流れたのですが、全て日本語で放送していた当時の私はまだ日本語をうまく聞きとることができず一人で家にい

た記憶があります。
やはり安心安全のためには多言語での
災害情報の発信は必要不可欠だと感じ
ました。

防災危機管理課長

防災行政無線での災害情報の発信に関
しまして、現在、日本語、中国語、
英語と3カ国語で発信し対応していま
す。多言語化した防災マップも準備し
ておりますのでこの後お渡しいたしま
す。

お話のあった通り、増加する外国人に
対する災害時の発信は大きな課題の一
つだと感じていますので、皆さんのお
力をお借りしながら対応していきたい
と考えております。

支援活動について

喜田さん

私たちの活動を通して外国人の困りご
とや不安なことをサポートしていきた
いと考えています。私自身20数年ぶり
に沖縄県に帰ってきて変わっていること
や戸惑う部分があるので、国が変われ
ばなおさらだと思っています。今後とも連
携・協力を得ることができればと考え
ています。

伊良皆さん

外国人の中には日本語を理解できる人
も多いので伝わりやすい易しい日本語
で話すことができれば観光客の人も話
しやすくなりますよね。

平和協働推進課長

ちょうど4月に入ってから2件、平和協
働推進課の窓口で「日本語教室はあ
りますか。」と外国人の方から尋ねら
れたことがあります。その際にインタ
ーナショナルイシガキさんの日本語サ
ークルを紹介させていただきました。こ
れからもお互い連携していけたらと考

えています。

高那さん

ありがとうございます。

外国人が増加しているのは把握してい
るのですが、住所や連絡先が分からず
私たちの活動を周知はしたいけれどプ
ツシュの仕方が分からない部分もござい
ます。定期的にこのような話し合いの
場を開いて情報共有し補完したいで
す。

市長

いいですね。
ちなみに転入手続きの際に、外国人向
けのパンフレットを配布するのはどうで
すか。

市民保健部長

やはり入り口が大事ですよね、転入の
際にパンフレットをお渡しするのが一番
確実です。

窓口で自由に取れるラック等を置くの
もいかもしれませんね。

新城さん

パンフレットに関しては現在作成中で
す。基本的にはホームページもあるの
でそのあたりも考慮しながら作成し発
注します。出来上がり次第ですが一度
ご相談させてください。

市民保健部長

分かりました。

こちら協力できることがあれば協力
していきますので今後ともよろしくお
願います。

結びに

市長

本日は貴重なお話をお聞かせいただき
ありがとうございます。
これからの石垣島に必要なシステムだ
と思っていますので、ぜひ連携しながら
しっかりとした体制づくりをしたいで

す。今後ともご意見をいただけたらと
思います。
本日は、ありがとうございます。

海上保安学校学生採用試験

海上保安庁では、令和8年4月期
入学の海上保安学校生を募集してい
ます。

第一次試験…9月28日(日)

受付期間…7月11日(金) から

7月24日(木)

受験資格

令和7年4月1日において高等学校又
は中等教育学校を卒業した日の翌日か
ら起算して12年を経過していない者及び令
和8年3月までに高等学校又は中等教育
学校を卒業する見込みの者

※詳細は海上保安庁ホーム
ページをご参照ください。



※受験申込は人事院ホーム
ページから行ってください。



【問合せ】

石垣海上保安部管理課

0980-830-0118

八重山特別支援学校 幼稚園入学者選抜検査

志願前教育相談

八重山特別支援学校では、年に一度、
幼稚園入学選抜検査を行っています。
本校幼稚園への入学を希望される方
は、以下の選抜検査の出願資格と志願
前教育相談の日程を確認してご連絡下
さい。

1 特別支援学校の幼稚園の役割

- ① 特別に支援が必要かつ地域での保育
が難しい幼児の受け入れ
- ② 障害のある幼児の保護者の参加に
よる養育支援の場

2 幼稚園選抜検査の出願資格

- ① 障害の程度が、学校教育法施行令
第22条の3の規定に該当する者
で、令和8年3月31日で満年齢が3
歳、4歳、5歳に達するもの。
- ② 必要に応じて保護者の保育参加が可
能なもの

※保育参加については、幼児の実態や発達
段階に応じて保護者分離を進める。

3 志願前教育相談について

- ① 日時 令和7年9月11日(木)
・9月18日(木) 午後2時から5時

※事前に電話での予約が必要となります。

【問合せ】

沖縄県立八重山特別支援学校
0980-867-7345

特別支援教育コーディネーター
佐藤公昭

※詳しくは、本校HPをご覧ください。

介護長寿課からのお知らせ

介護保険負担割合証について

現在お持ちの介護保険負担割合証（緑色）の有効期限は7月末までとなっております。

要介護（支援）認定等を受けている方に、8月から使用する負担割合証を7月下旬に**郵送**しますので、負担割合証が届いたら内容を確認してください。

本人の住所（介護長寿課にて送付先変更届けを出されている方は指定の住所）への発送となります。

【問合せ】介護長寿課 ☎0980-87-6022

◇利用者負担（1割・2割・3割）が記載されています。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
被保険者	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

◇住所、氏名、生年月日などをご確認ください。

令和7年度 介護保険負担限度額認定更新のお知らせ

介護保険施設への入所やショートステイを利用したときの居住費・食費の費用は自己負担になります。ただし、市町村民税非課税世帯及び預貯金等が基準額の範囲内である方は、負担限度額認定申請により居住費・食費の上限額（負担限度額）が定められ、費用負担が軽減されます。

現在交付されている負担限度額認定証は有効期限が令和7年7月31日までとなっています。令和7年8月1日以降も継続して利用される場合は更新申請の手続きが必要となります。

また、令和7年5月31日時点で認定証の交付を受けている方に対して、石垣市より「更新のお知らせ」をお送りさせていただいております。

受付期間

令和7年7月1日（火）～令和7年8月29日（金）

午前8時30分～午後4時30分

（※正午～午後1時、土日祝日を除く）

申請先

石垣市介護長寿課窓口（郵送での申請も可能です。）

窓口での混雑をさけるため、あらかじめ同封した申請書にご記入いただき、必要種類をご用意の上ご提出ください。

【問合せ】介護長寿課 ☎0980-87-6022

ひとりで悩んでいませんか？

～家計改善支援事業～

- ▶ 贅沢していないのに毎月の生活費が足りない
- ▶ 何にいくら使っているのかわからない
- ▶ 子どもの進学って、いくら位かかるの？
- ▶ 収入に比べて、返済が多い

懇切丁寧に、『家計』や『お金』のことなど、1人ひとりの悩みに応じた解決策を考え、家計立て直しのお手伝いをします。

対象者 石垣市内在住で家計に関する悩みのある方

受付時間 平日9時～17時（12時～13時、土日祝日を除く）

家計改善支援で見えること、その効果

- ①生活の現状を本人自身が把握できます。
- ②支援者からも相談者の状況が見えます。
- ③生活を維持するためにいくら必要かが分かります。
- ④収入を増やせない場合は、家計支出の減額を具体的な数字で相談できます。
- ⑤債務整理や滞納解消には家計表とキャッシュフロー表が有効で返済額や目標が定まり、将来が見えて生活の不安が希望にかわります。

【問合せ】福祉総務課 ☎0980-87-6025



令和7年度分 国民年金保険料

免除・納付猶予申請 受付開始のお知らせ

7月1日より令和7年度分（令和7年7月～令和8年6月）の国民年金保険料の免除・納付猶予申請の受付が始まります。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度とは、国民年金保険料の納付が経済的に困難である場合など、一定条件を満たす方々への救済措置です。

免除等区分には「全額免除」・「4分の3免除」・「半額免除」・「4分の1免除」・「納付猶予」があり、審査により1ヶ月単位で免除されます。審査の際には、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となります。

また、失業した場合の特例もあり、この場合は、失業した方の前年所得をゼロとみなして審査します。また、離職票等退職を証明する書類の添付が必要です。

未納期間があると、年金額が低額になるほか、障害基礎年金や遺族基礎年金が保険料納付要件により受けられない場合があります。まずは、年金窓口またはお電話にてご相談ください。

【問合せ】

石垣市役所 市民課 交付係 ☎0980-87-9005

石垣年金事務所 国民年金課 ☎0980-82-9211

令和7年度 行政連絡員

行政連絡員とは、市政の円滑な運営のために、市の事務の一部を委託された方たちです。市の行事・事業への協力や、広報いしがきなどの配布などを行うほか、市民の相談に応じ市民の声を行政へ届ける役割を担っています。本市には、48名の行政連絡員がおり、令和7年度は下記の方たちとなっております。

行政区	担当地区	氏名
1区	登野城	下地 京子
2区	登野城	安村 順子
3-1区	登野城 八島	平野 輝子
3-2区	登野城	弓削 博昭
4-1区	登野城	平良 彦三
4-2区	登野城	屋嘉部 光彦
5区	大川	高良 和浩
6区	大川	上原 政弘
7区	石垣	豊見本 強
8-1区	石垣	寄合 京子
8-2区	石垣	安部 寿美子
9区	新川	譜久盛 福男
10区	新川	崎山 英和
11-1区	新川	仲田 森宏
11-2区	新川 真喜良 第1団地	当山 高子
12-1区	新栄町	石川 直美
12-2区	新栄町	美崎 良子
13区	名蔵 元名蔵	上地 正人
14区	嵩田	仲辻 太郎
15区	崎枝	立津 葉子
16区	川平	川平公民館
17区	米原 富野 大田 伊土名	知花 忠
18-1区	平得	西表 修
18-2区	平得	佐久川 賢三

行政区	担当地区	氏名
19-1区	大浜 磯辺	小禄 幸枝
19-2区	大浜 嵩田	大城 永子
20区	宮良	宮良公民館
21区	白保	白保公民館
22区	星野	天久 隆文
23区	伊野田 大野	玉城 政時
24区	伊原間	新垣 仁司
25区	明石	仲里 薫
26区	久字良 吉野	前田 末和
27区	平久保	伊波 政浩
28区	平野	中村 智子
29区	兼城 榮 下地 多良間	豊島 咲美
30区	三和 川原	平良 正光
31区	開南 於茂登	嶺井 善
32-1区	美崎町	美崎町自治公民館
32-2区	浜崎町	比嘉 安助
33-1区	新川 新川団地	仲宗根 愛子
33-2区	新川 真喜良 第2・3団地	新里 高敏
34-1区	真栄里	山田 勝美
34-2区	真栄里	仲大盛 吉和
34-3区	真栄里	南風原 光宏
34-4区	真栄里	須貝 誓子
35区	大里	平良 道康
36区	大嵩 仲筋 吉原	狩俣 武市

【問合せ】総務課法制係 ☎0980-82-1216

令和7年度民生委員・児童委員の日 活動強化週間がありました

5月12日は、全国民生委員児童委員連合会が定める「**民生委員・児童委員の日**」です。毎年、民生委員・児童委員の日から1週間を「民生委員活動強化週間」とし、民生委員・児童委員活動の広報活動が行われています。今年度も広報活動出発式をはじめ、市役所ロビーにおけるパネル展や、商業施設でのビラ配り、新聞へのリレーエッセイ掲載などが実施されました。広報活動により、住民や関係機関への理解を深め、相談しやすい環境づくりに取り組みます。



石垣市では民生委員・児童委員を募集しています。
地域の身近な相談役として地域に貢献していただける方のご応募をお待ちしています。

**みんなのまちの
民生委員・児童委員
募集中!!**



【問合せ】福祉総務課 ☎0980-87-5515

新年度がスタートして早 3 か月！ みなさまこころもからだも健康に過ごすことはできていますか？
「心身ともに健康で生きがいに満ちた石垣市民」を目指して、R6 年度に「健康いしがき 21 プラン」を作成しました。
その中でも、早世（65 歳未満の死亡）が多いことを課題として挙げています。

令和 4 年の 65 歳未満死亡者の割合

	全 国	沖縄県	石垣市
男 性	10.3%	16.3%	23.2%
女 性	5.5%	8.6%	11.1%

死因のうち「**悪性新生物**」
6 割が**生活習慣病**

健康いしがき 21 プランより引用

早世を予防するために
年に 1 回「けんしん」を受けることで病氣
がないことを確認することが重要です。

健診は「**健康状態を調べる**」
検診は「**特定の病気を早期発見する**」

16 歳～39 歳の国民健康保険加入者の皆様へ

職場や学校などで健診を受ける機会のない方 16 歳～39 歳の国民健康保険加入者は、**基本健診**を受けることができます。
個別医療機関で基本健診を受ける際は、**今年度より受診券**が必要です。

～健診を受けるまでの流れ～

個別医療機関での受診時には、**受診券とマイナ保険証・資格確認証**等が必要です。

- | | |
|--|---|
| ①健康福祉センター 地域保健係で受診券を発行・
受診券を受け取る 電話受付 OK（平日 8：30～
12：00/13：00～17：00 ☎0980-88-0088）
受け取り時に 身分証明書の提示 をお願いします | ②個別医療機関へ 健診の予約 をとる
③基本健診を受診する
④健診結果が自宅へ郵送される
⑤必要時、保健師等と健診結果の振り返りを行う |
|--|---|

7月の各種相談窓口・母子保健事業

※中止となる場合がありますので、事前にご確認のうえご利用ください。

消費生活相談

（多重債務、詐欺その他消費生活に関する相談）
毎週火曜日 13 時から 17 時（消費生活相談員）
毎月第 2、第 4 金曜日 13 時から 17 時（司法書士）平和協働推進課 ☎ 0980-82-1253
※平和協働推進課窓口（23 番）にお越しください。

人 権 相 談

毎月第 2 木曜日 9 時から正午 人権困りごと相談 会場：平和協働推進課
平日 8 時半から 17 時 15 分まで、電話相談も受付けております。
みんなの人権 110 番 ☎ 0570-003-110 平和協働推進課 ☎ 0980-82-1253

無料法律相談

毎週水曜日 9 時半から正午（※事前予約が必要となり、1 人 30 分の計 5 枠の先着順です。）
予約受付は 1 週間前の 8 時 30 分からとなります。ご予約の際は平和協働推進課 ☎ 0980-82-1253 まで

行 政 相 談

2 日の 14 時～16 時まで。電話相談もありますので、お急ぎの方はご利用ください。
《電話相談・きくみみ沖縄 ☎ 0570-090110》市役所 DX 課 ☎ 0980-83-1672

母子保健事業

※乳幼児健診、2 歳 2 か月児歯科指導、離乳食実習は全て予約制です。
◆3～4 か月児健診 19 日 ◆3 歳児健診 18 日 ◆両親学級 9 日・16 日
◆9～10 か月児健診 19 日 ◆離乳食実習 15 日 【問合せ】健康福祉センター
◆1 歳 6 か月児健診 18 日 ◆2 歳 2 か月児歯科指導 3 日 ☎ 0980-88-0088

市立図書館からのお知らせ

夏休みは図書館へ行こう

7月には待ちに待った夏休みが始まりますね。図書館では夏休みの間、学習スペースと宿題に役立つ本を用意しています。お友だちやご家族と一緒にぜひ図書館へいらしてください！

【だっこDEおはなし会】

7月16日（水）各回約30分

第1部：午前10時15分～午前10時45分（月齢1か月～7か月）

第2部：午前11時～午前11時30分（月齢8か月～12か月）

場 所：2階和会議室

定 員：各部6組まで

※赤ちゃんと保護者が対象

※一週間前より申込み受付

【読み聞かせ会】

日時：毎週土曜日午後3時

場所：1階児童室

【シネマたいむ】

『ふるさと日本の昔ばなし』

決定版「怪談」(30分)

日時：7月20日（日）午後2時

場所：2階視聴覚室

【展示】

一般書「今年は昭和100年!!」

生誕100年の作家特集」

児童書「夏がきた!!」

郷土書「島の心、響く音」

【移動図書館こっかあ号】

※令和7年4月から平久保公民館の巡回時間が変更となっています。

▶ 第1・3日曜日

9:30～10:00 伊野田公民館

10:45～11:15 明石公民館

11:45～12:15 平久保公民館

14:30～15:00 白保公民館

15:30～16:00 宮良公民館

▶ 第2・4日曜日

9:30～10:00 下地公民館

10:45～11:15 吉原公民館

13:00～14:00 川平集落センター

14:30～15:00 崎枝公民館

15:30～16:00 名蔵公民館

▶ 第2・4水曜日

14:00～15:00 石垣市役所庁舎

15:15～16:15 健康福祉センター

【7月の休館日】毎週月曜日・22日（火）海の日振替休日・25日（金）資料整理日

臨時休館等、最新情報は
ホームページに掲載します。



【問合せ】市立図書館 ☎0980-83-3862

母子保健推進員募集中！！

あなたの子育て経験を生かしてみませんか？

石垣市では私たちと一緒に子育てを頑張る親子を応援してくれる方を募集しています。

現在28名の元気な先輩ママさんが活動しています。資格の有無は問いません。

少しでも興味があればお気軽にお問合せください。



活動内容

1. 市の乳幼児健診、離乳食実習などの母子保健事業への協力
2. 「こんにちは赤ちゃん訪問事業」での生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問
3. 乳幼児健診を受診できなかった家庭への訪問による近況確認、受診勧奨
4. 月に1回の定例会で母子保健に関する知識を深める
そのほかにも、福祉まつりへの参加や自主活動の企画等もしています。

募集人員 随時募集中（おおむね65歳位までの方）

任 期 2年

【問合せ・応募】

健康福祉センター健康づくり係 ☎0980-88-0088

『石垣集団学習会場』についてのご案内

保育士・幼稚園教諭等の資格が取得できる「石垣集団学習会場」の令和8年度入学生向けのオープンキャンパス開催についての案内です。

※詳しくは子育て支援課ホームページをご確認ください。

オープンキャンパス

日 時

令和7年7月5日（土）13:00～14:00

令和7年9月27日（土）13:00～14:00

令和7年11月8日（土）13:00～14:00

会 場

石垣市新栄町75-30
石垣集団学習会場（旧新川保育所）

【申込み・問合せ先】

学校法人大庭学園 沖縄福祉保育専門学校

広報担当 東 江 TEL：098-868-5796

青い羽根募金

ご協力をお願いいたします！

令和7年度も「海の日」を中心として、7月1日から8月31日までの2ヶ月間は青い羽根募金強調運動期間となっています。この募金は船舶の遭難や海洋レジャー事故の際の人命救助及びその訓練、機材の購入等に活用されます。

市民の皆様のご協力を宜しくをお願いいたします。



◎募金の振込先

沖縄銀行 高橋支店 普通預金 15263
琉球銀行 壺屋支店 普通預金 4139
海邦銀行 泊支店 普通預金 0-508-276
ゆうちょ銀行 01780-5-46048
名義：公益社団法人琉球水難救済会

◎募金先・お問い合わせ先

(社)琉球水難救済会 ☎098-868-5940

農林水産商工部水産課 ☎0980-82-1529

市民向け SDGs 出前講座

受講団体を募集しています

石垣市では持続可能な未来の為に【SDGs 出前講座】を実施しています。現在の問題点を確認しながら、具体的にどんな行動をしていけば良いのか、取り組みやすい身近なポイントを紹介します。一緒に解決の道を見つけに行きましょう。

自分事として考え学ぶ機会として、市民団体での勉強会や企業研修などにぜひご活用下さい。

詳細については、市ホームページをご覧ください。

講座種類

- ①SDGs 講座：座学・クイズ形式・グループワーク等、年代に応じた内容
- ②SDGs 地方創生カードゲーム：カードを使ってSDGsを体感する

開講期間

令和7年6月2日(月)～令和8年3月31日(火)

※希望日の1か月前までにお申し込みください。

【問合せ先】

企画政策課

☎0980-82-1350

詳細はこちら



赤瓦等助成金交付の周知

石垣市では景観形成に資する風景資産を保全・創出するために、予算の範囲内において、赤瓦屋根等の新設若しくは既存家屋の葺き替え又は漆喰の塗替え等に要する経費を助成しています。

助成金の交付を希望される場合は、赤瓦等助成金交付申請書と添付書類を併せてご提出いただく必要があります。

当該助成金交付に関する条件等、詳細については、都市建設課 HP にてご確認ください。か都市建設課窓口までお問合せください。

【問合せ】

石垣市都市建設課 ☎0980-83-4207

家屋の新築・増築をされる方、された方へ

家屋等(※)を新築・増築した場合、法務局で建物表題登記を行うことが義務付けられています。

石垣市では、これら家屋等が固定資産税の課税対象と認められる場合、家屋調査を行い課税していますが、小規模な物置や車庫などは、登記が行われていないことがあります。

このような場合、建物の新築・増築の状況が把握できず、家屋は存在するのに、所有者を確認することができないということが生じてしまいます。

つきましては、家屋等を新築・増築した場合は、税務課資産税係へご連絡ください。

お手数をお掛けしますが、公平かつ適正な課税のため、皆様のご理解ご協力をお願いします。

(※) 家屋等とは、居宅だけでなく、車庫・物置・事務所・店舗・作業場・工場・倉庫等、建物として使用するために建築されたものを対象としています

石垣市 固定資産税に関する届出書

検索

【問合せ】税務課 ☎0980-87-9043

乗合バス・乗用タクシー運転手を応援します！

市民の生活及び経済活動を支える公共交通の維持を目的とし、市内を運行する乗合バス・乗用タクシー事業所へ就職した乗務員と、公共交通事業者を支援いたします。

申請締切

令和8年1月30日(金) 17:15まで

※予算が尽き次第終了いたします。

①就労支援補助金 1人あたり10万円

②事業継続支援補助金 1人あたり2万円

【問合せ】都市建設課 計画係 ☎0980-83-4207

メール：token@city.ishigaki.okinawa.jp

※詳しくは石垣市のホームページでご確認ください。か、石垣市都市建設課までお問合せください。

後期高齢者医療制度 被保険者の皆様へ

従来の被保険者証は、令和6年12月2日以降新規発行が停止となり、マイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）を基本とする仕組みに移行しています。

令和6年12月1日までに交付された被保険者証は、住所や負担区分等に変更がない限り有効期限（令和7年7月31日）までこれまでどおりお使いいただけます。

後期高齢者医療制度 被保険者の皆様へはマイナ保険証の有無にかかわらず、申請無しで「資格確認書」をお届けします。
※令和8年8月の年次更新までの間の暫定的な運用です。

令和7年8月からの資格確認書は、7月中に郵送でお届けする予定です。病院等を受診する際は、資格確認書がマイナ保険証を提示してください。

【問合せ】健康保険課 後期高齢者医療係 ☎0980-87-9040

資格確認書（みほん）

後期高齢者医療保険料のお知らせ

7月に「令和7年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料は、制度を支える大切な財源です。安心して医療を受けるために、保険料は納期限内に必ず納めましょう。

(1) 保険料の決まり方

- ・保険料は、前年（令和6年）の所得をもとに、沖縄県後期高齢者医療広域連合が決定しています。
- ・後期高齢者医療制度の被保険者となる方全員が、一人ひとり保険料を納めます。



(2) 保険料の計算方法

保険料は、加入者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」との合計です。
年度途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

(3) 保険料の軽減

均等割額（56,400円）の軽減
世帯主と被保険者の所得の合計で判定します。
75歳以下の世帯主の所得も判定の対象となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{[1人当たりの額]} \\ \hline 56,400 \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額 [本人の所得に応じた額]} \\ \hline \text{基礎控除 (43万円) 後の} \\ \hline \text{総所得金額等} \times 11.60\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料額} \\ \hline \text{(賦課限度額 80万円)} \\ \hline \end{array}$$

世帯（世帯主及び被保険者）の 総所得金額等	軽減割合
基礎控除額（43万円）を超えない世帯	7割軽減
基礎控除額（43万円）+30.5万円 × 世帯に属する被保険者数 を超えない世帯	5割軽減
基礎控除額（43万円）+56万円 × 世帯に属する被保険者数 を超えない世帯	2割軽減

【問合せ】健康保険課 後期高齢者医療係 ☎0980-87-9040

世界平和の鐘の会沖縄県支部からのお知らせ

世界平和の鐘の会沖縄県支部では、世界の恒久平和の確立をめざし、新栄公園内にある「世界平和の鐘」の鐘打を下記のとおり行っています。ぜひご鐘打ください。

4月24日 10:00～16:00
防災の日 明和大津波遭難者慰霊自由鐘打

8月20日 12:00
氷雪の門・九人の乙女の碑平和祈念鐘打式

3月11日 10:00～16:00
東日本大震災犠牲者追悼自由鐘打

6月23日 12:00～17:00
慰霊の日鐘打式（式終了後自由鐘打）

9月1日 12:00
子育て平和の日・大韓航空機遭難者慰霊の日鐘打式

8月6日 8:15
Universal Peace Day 呼応鐘打式

9月21日 12:00
国際平和の日平和祈念鐘打式

8月9日 11:02
長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念鐘打式

10月10日 12:00
十・十空襲犠牲者追悼鐘打式

8月15日 12:00
終戦の日平和祈念鐘打式

1月1日 10:00～16:00
新春自由鐘打

「世界平和の鐘の会 沖縄県支部」では、会員を募集しています。

本支部の趣旨にご賛同いただき、加入のご協力をよろしくお願いいたします。詳細は事務局へお問い合わせください。

【問合せ】
世界平和の鐘の会沖縄県支部事務局
（平和協働推進課） ☎0980-82-1253

第 27 回参議院議員通常選挙

私たちのより良い社会に繋がる大切な選挙です。みんなで投票しましょう！

投票日：令和7年7月20日（予定） 時間：午前7時から午後8時（※一部投票所は午後7時まで）

投票所：投票所入場券に記載された指定の投票所

【期日前投票】

投票日当日に、仕事や学業等の用務がある、もしくは旅行等により島外へ出る方は、告示日の翌日から投票日の前日までの期間、期日前投票をすることができます。期日前投票の投票所・投票期間・投票時間は以下のとおりです。

【7月20日投票日当日の投票所】

区	場 所	時 間
1	登野城公民館（旧やえやま幼稚園）	午前7時～午後8時
2	登野城小学校体育館	午前7時～午後8時
3	大川公民館	午前7時～午後8時
4	石垣小学校体育館	午前7時～午後8時
5	石垣中学校英語少人数教室	午前7時～午後8時
6	新川小学校体育館	午前7時～午後8時
7	名蔵公民館	午前7時～午後7時
8	川平小中学校体育館	午前7時～午後7時
9	富野小中学校体育館	午前7時～午後7時
10	平真小学校体育館	午前7時～午後8時
11	大浜公民館	午前7時～午後8時

【場 所】

石垣市役所1階 コミュニティルーム
（石垣市字真栄里 672 番地）

【期 間】

令和7年7月4日（金）～令和7年7月19日（土）まで

【時 間】

午前8時30分～午後8時まで

区	場 所	時 間
12	川原小学校多目的室	午前7時～午後7時
13	白保小学校体育館	午前7時～午後8時
14	伊野田小学校体育館	午前7時～午後7時
15	伊原間公民館	午前7時～午後7時
16	野底小学校体育館	午前7時～午後7時
17	明石公民館	午前7時～午後7時
18	平久保公民館	午前7時～午後7時
19	真喜良小学校体育館	午前7時～午後8時
20	真栄里公民館	午前7時～午後8時
21	宮良小学校体育館	午前7時～午後8時

※この情報は編集時点（6月18日時点）のものであり
確定した情報ではないため、最新の情報をご確認ください。

【問合せ先】石垣市選挙管理委員会事務局 ☎0980-82-8544

シニア向け スマホ体験セミナー開催のご案内 （応用編）

石垣市では、これまでスマートフォンやタブレット端末を使ったことが無い、またはスマートフォンやタブレット端末の利用に不安があるというシニア層を対象にしたスマホ体験セミナーを開催してきましたが、今回のセミナーでは一歩前進して、防災でのスマホ活用や、最近ではもう当たり前になった PayPay などのスマートフォン決済の利用方法などについて学べます。

セミナーでは認定アドバイザーが講師を担当します。

セミナー参加後も認定アドバイザーがサポートしてくれるので安心！

※セミナーでは、貸し出し用のスマートフォンを使用します。

参加するには事前の申し込みが必要です。市役所 DX 課窓口、またはお電話からお申込みください。

【問合せ・申込先】DX 課 ☎0980-83-1672

※受付は平日 8:30 から 17 時まで 但し 12 時から 13 時は除きます。
多くの方のお申し込みをお待ちしております。

日 時 令和 7 年 8 月 7 日 木曜日

★ 10 時～（2 時間程度）

★ 14 時～（2 時間程度）

定 員 各 20 名 先着順です。

場 所 市役所 1 階コミュニティルーム